



令和6年6月6日
四国運輸局

伊予鉄道株式会社の鉄軌道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請に関するパブリックコメントを実施します。

令和6年5月31日付けで伊予鉄道株式会社から鉄軌道事業の旅客運賃の上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴取し、審査の参考とするため、別添の要領にてご意見を募集します。

○鉄道の旅客の運賃及び料金の認可について

鉄道の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされております。

※本申請事案の認可については、四国運輸局長へ委任されています。

※所定運賃（実際の運賃）については、認可後に上限の範囲内で事業者から届出があります。

○申請の概要

【上限認可】

① 鉄道

初乗り運賃：申請230円（現行200円）

その他対キロ区間運賃：各区間30円引き上げ

② 軌道

均一制運賃：申請230円（現行200円）

※変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法については別紙1参照

※本申請事案についての事業者の情報提供は、以下のホームページを参照ください。

伊予鉄道株式会社：<https://www.iyotetsu.co.jp/>

○意見募集期間

令和6年6月6日（木）から令和6年6月20日（木）まで

○意見の提出先・提出方法

別紙2「意見募集要領」参照

【参考】

○鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをし

なければならない。

- 3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4～5（略）

○軌道法（大正10年法律第76号）

第十一条 軌道経営者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金（国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク）並運転速度及度数ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ

2・3（略）

【問い合わせ先】

四国運輸局 鉄道部計画課

担当 谷藤、柴原、米森、重松

電話 087-802-6755

○変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法
 (大人運賃の一部抜粋)

① 鉄道

普通旅客運賃

営業キロ キロメートルまで	上限運賃	
	現行運賃	申請運賃
3	200円	230円
4	250円	280円
5	270円	300円
6	320円	350円
7	340円	370円
9	400円	430円
11	460円	490円
13	520円	550円
15	580円	610円
17	640円	670円
19	690円	720円
21	740円	770円
23	790円	820円
25	840円	870円

定期旅客運賃 (大人通勤1ヶ月)

営業キロ キロメートルまで	上限運賃	
	現行運賃	申請運賃
3	6,280円	6,510円
4	8,840円	9,170円
5	10,700円	11,090円
6	12,680円	13,070円
7	13,470円	13,860円
9	15,840円	16,240円
11	18,220円	18,620円
13	20,600円	20,990円
15	22,970円	23,370円
17	25,350円	25,740円
19	27,330円	27,720円
21	29,310円	29,700円
23	31,290円	31,680円
25	33,270円	33,660円

定期旅客運賃（大人通学1ヶ月）

営業キロ キロメートルまで	上限運賃	
	現行運賃	申請運賃
3	4,630円	4,810円
4	6,470円	6,720円
5	7,780円	8,070円
6	9,220円	9,510円
7	9,800円	10,080円
9	11,520円	11,810円
11	13,250円	13,540円
13	14,980円	15,270円
15	16,710円	17,000円
17	18,440円	18,720円
19	19,880円	20,160円
21	21,320円	21,600円
23	22,760円	23,040円
25	24,200円	24,480円

② 軌道

普通旅客運賃

	上限運賃	
	現行運賃	申請運賃
均一制	200円	230円

定期旅客運賃（大人通勤1ヶ月）

	上限運賃	
	現行運賃	申請運賃
均一制	7,920円	8,320円

定期旅客運賃（大人通学1ヶ月）

	上限運賃	
	現行運賃	申請運賃
均一制	5,760円	6,050円

伊予鉄道株式会社の鉄軌道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請に
関する意見募集について

令和 6 年 6 月 6 日
四 国 運 輸 局
鉄 道 部 計 画 課

令和 6 年 5 月 3 1 日付けをもって、伊予鉄道株式会社から鉄軌道事業に係る旅客運賃の
上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴
き、審査の参考とするため、下記の要領で御意見を募集します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

伊予鉄道株式会社の鉄軌道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント
（意見募集中案件一覧）」欄に掲載いたします。

3. 意見募集期間

令和 6 年 6 月 6 日（木）から令和 6 年 6 月 2 0 日（木）まで

※郵送の場合、募集期間内の必着とします。

※行政手続法第 3 9 条第 1 項に規定された、意見公募手続に基づくものではない任意
の意見募集として、広く利用者から意見を聞くために実施するものであり、事業者
からの申請に対して迅速な処分を行うため、3 0 日未満の意見募集期間としており
ます。

4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並
びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、
日本語にて御意見を提出してください。

なお、電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

②郵送の場合

〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33
高松サンポート合同庁舎南館3階
国土交通省四国運輸局 鉄道部計画課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. その他

提出されましたご意見は整理の上、e-Govの「パブリックコメント（結果公表案件一覧）」欄に回答を掲出します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

7. お問い合わせ先

国土交通省四国運輸局 鉄道部計画課 意見募集担当
電話番号 087-802-6755

